

大学における教育情報の公表促進と活用支援について

1. 全体的な背景

- 大学教育を改革する基本的な考え方として、「どこの大学を卒業したか」より「大学で、何を学び、どんな知識・能力を身につけたか」が重視されている（学位課程（プログラム）の重視）。
- その際、各大学が、それぞれの使命（ミッション）を明確化し、どのような教育に取り組んでいるか明らかにしていくことが課題となっている。

2. 教育情報の公表について

(1) 現状

- そうした背景も踏まえ、教育情報の公表を促す制度的対応が、段階的に進展してきた。（→P4）
- 本年4月から、すべての大学が、学校教育法施行規則に掲げられた教育情報を公表することとなり、各大学による取組がはじまっている。（→P5）
この改正は、大学の教育の質の向上と、公的な教育機関としての説明責任を果たすことの二つを目的としている。
- 教育情報の公表は、各大学によって行われている。
その際、学校教育法施行規則で定められた内容が概括的であることも踏まえ、大学団体によっては、大学のために参考指針を作成し、公表にあたっての留意点などを示している。（例えば、公立大学協会や日本私立大学連盟）

(2) 検討の論点

- これまでの各大学の取組の状況について。
- 留意すべき事項について。
- こうしたことに関し、大学関係団体の役割について。

3. 教育情報の活用について

(1) 現状

- 大学の教育情報について、活用という観点も重視されつつある。
- 例えば、大学によっては、自己点検・評価や、自らの大学に関する情報を基に、教学改善に生かす取組が見られる。
- その際、他大学と連携し、互いの活動に関する情報を共有しながら、教学改善に生かす取組も想定される。
- また、我が国の大学情報の国際的な発信という観点も考えられる。
これについては、大学分科会が、国際競争力の向上の観点からの情報発信の考え方の参考指針を示している。(→P 8)

(2) 検討の論点

- これまでの各大学の取組の状況について。
- 留意すべき事項について。
- こうしたことに関し、大学関係団体の役割について。

4. 大学の負担の軽減について

- 大学における調査や統計に関する情報の対応の状況について。

- 留意すべき事項について。

- こうしたことに関し、大学関係団体の役割について。

参考 教育情報の公表に関する経緯

- 平成11年、大学設置基準に「情報の積極的な提供」を規定。あわせて、自己点検・評価の公表義務を規定。
第2条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。
- 平成16年、学校教育法の改正で、自己点検評価の公表を法律レベルで規定。
第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 平成17年、文部科学省の通知で、公表が求められる情報の項目を例示。
「例えば、当該大学の設置の趣旨や特色、開設科目のシラバス等の教育内容・方法、教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報、当該大学に係る各種の評価結果等に関する情報並びに学生の卒業後の進路や受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報等の一層積極的な提供を行っていただきますようお願いいたします。」
- 平成19年、大学院設置基準に、人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定。
(平成20年、大学設置基準でも同様の内容を規定)
第2条の2 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。
第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 平成19年、学校教育法の改正で、「教育研究活動の状況の公表」を法律レベルで規定。
第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。
- 平成23年、学校教育法の施行規則を改正し、各大学が公表すべき教育情報を明確化。

文部科学大臣政務官
高井 美穂

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点

(1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関する事。（第1号関係）

これは、大学設置基準第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

② 教育研究上の基本組織に関する事。（第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容を確認できるという点に留意すること。

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。（第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

- ⑤ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)
 これらは，大学設置基準第25条の2第1項等において，学生に明示することとされているものであること。その際，教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については，シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。(第6号関係)
 これらは，大学設置基準第25条の2第2項等において，学生に明示することとされているものであること。その際，必修科目，選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし，取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦ 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)
 その際，学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか，運動施設の概要，課外活動の状況及びそのために用いる施設，休息を行う環境その他の学習環境，主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)
 その際，寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用，教材購入費，施設利用料などの費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)
 その際，留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

- (2) 大学は，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際，大学の教育力の向上の観点から，学生がどのようなカリキュラムに基づき，何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)
- (3) (1)による教育情報の公表は，そのための適切な体制を整えた上で，刊行物への掲載，インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)
- (4) 大学の教育情報の公表に関する規定について，高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

第二 大学設置基準，高等専門学校設置基準，大学院設置基準及び短期大学設置基準の改正の概要
 教育情報の公表に関する規定が学校教育法施行規則上整備されることに伴い，情報の積極的な提供に関する大学設置基準の規定の削除など，所要の整理を行うこと。

第三 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正の概要
 大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に，教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することが含まれるものとする。その際，上記第一の改正を踏まえ，大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。(第1条第1項第1号及び同条第2項関係)

第四 施行について
 平成23年4月1日施行とすること。

別添 学校教育法施行規則に次の条を追加する。

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
- 二 教育研究上の基本組織に関する事
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

※ このほか、認証評価機関になろうとする者の認証の基準に、「教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関する事」が追加された（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細則を定める省令の改正）。

参考 教育情報の公表（制度によるものと、グローバル化に着目したガイドライン）

すべての大学を対象とする教育情報 （学校教育法施行規則を改正）	グローバルな発信の観点から発信が期待される項目例 （大学分科会が作成）
<p>1. すべての大学で公表すべき事項</p> <p>(1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織（学部、学科、課程等の名称）</p> <p>(3) 教員組織、教員数（男女別・職別）、教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、卒業後の進路（進学者数、就職者数、主な就職分野等）</p> <p>(5) 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準、卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 （キャンパス概要、運動施設の概要、課外活動の状況とその他の施設、休息を行う環境、主な交通手段等）</p> <p>(8) 授業料、入学科料その他の費用徴収、寄宿舎・学生寮等の費用、施設利用料等</p> <p>(9) 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援（留学生支援や障害者支援等の様々な学生支援を含む）</p>	<p>→ ○外国人教員数、研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）</p> <p>→ ○教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）</p> <p>→ ○各授業の平均学生在籍数</p> <p>→ ○学生の卒業率、学位授与件数</p> <p>→ ○ナランピングとシラバス（学内で共通化）</p> <p>→ ○インターンシップの機会</p> <p>→ ○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>→ ○学生交流や単位互換、ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>→ ○単位認定、学位認定、成績評価の基準（大学としての統一方針）</p> <p>→ ○留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況、卒業後の就職状況）</p> <p>→ ○明確な方針に基づく教育課程とその水準 ・修得すべき知識・能力の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程</p>
<p>2. 公表に努めるべき事項</p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのようなカリキュラムに基づき、どのような知識能力を身に付けるか）</p>	